（搬送波等の条件）

第十二条　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、受信者端子においてそれぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合するものでなければならない。

区別	条件
［一・二　略］	
三　搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）	㈠　略 ㈡　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = 55 + 10\log_{10}(Z/75)$ $B = 81 + 10\log_{10}(Z/75)$ ㈢　略
［四・五　略］	
六　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツ（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調の場合に限る。）又は五・七一メガヘルツ（搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合に限る。）の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	㈠・㈡　略 ㈢　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、三二デシベル以上 ㈣・㈤　略
［七～十　略］	

2　受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、九〇メガヘルツから七七〇メガヘルツまでの周波数を使用する有線テレビジョン放送等の搬送波及びその搬送波に係る電磁波が、次の各号に掲げる端子のいずれかにおいて、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる区別に従い、当該各号の表の下欄に掲げる条件に適合する場合には、前項の表の四の項及び六の項の規定は、適用しない。

一　保安装置（有線電気通信設備令施行規則（昭和四十六年郵政省令第二号）第十九条第一項各号に規定するところにより設置される保安装置をいう。以下同じ。）又は受信用光伝送装置の出力端子

［イ　略］

ロ　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合

区別	条件
［一　略］	
二　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで又	搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子

（搬送波等の条件）

第十二条　［同上］

区別	条件
［一・二　同上］	
三　搬送波のレベル（変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約十分の一秒間）にわたって平均されたレベルをいう。以下同じ。）	㈠　同上 ㈡　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、次に掲げる式によるAの値以上Bの値以下 $A = 57 + 10\log_{10}(Z/75)$ $B = 81 + 10\log_{10}(Z/75)$ ㈢　同上
［四・五　同上］	
六　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツ（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調の場合に限る。）又は五・七一メガヘルツ（搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調である場合に限る。）の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	㈠・㈡　同上 ㈢　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、三四デシベル以上 ㈣・㈤　同上
［七～十　同上］	

2　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合

区別	条件
［一　同上］	
二　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで又	搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子